

提出内容

受付番号	201706070000420911
提出日時	2017年06月07日11時56分

案件番号	198291003
案件名	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令(案)及び原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2の規定に基づき原子力事業所ごとに都道府県を指定する告示(案)に対する意見募集について
所管府省・部局名等	原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課 電話:03-5114-2121
意見・情報受付開始日	2017年05月18日
意見・情報受付締切日	2017年06月16日

郵便番号	500-8384
住所	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
氏名	岐阜県 意見提出者(危機管理部危機管理政策課 二村博樹)
連絡先電話番号	058-272-1134
連絡先メールアドレス	c11117@pref.gifu.lg.jp

提出意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原災法の規定により関係周辺都道府県が入手できる情報は、「ふげん」に関し、岐阜県が引き続き住民の安心を確保するための取り組みを進めるうえで必要なものである。 この安心の根幹をなす、「ふげん」の安全性について、国からの十分な説明がないことから、「ふげん」が安全であるかどうか分からない。 よって、物理的に全ての燃料が「ふげん」から搬出されるまでは、施行令の改正を行わないようにしていただきたい。 ○ 今回の原災令改正では、これまで原災法7条第2項等の権限が等しく与えられていた、隣接市を抱える滋賀県と、施行令に該当する岐阜県で、同じ「ふげん」から同心円状に5km以上離れていても、岐阜県のみ除外されることとなり、格差が生じることとなる。 原災令第2条の2では、原災法第7条2項等の権限が、指針に定める防護措置に大きく影響することから、原発の所在、隣接の立地条件だけでなく、指針による同心円状の距離の考え方を新たに導入し、同権限を付与する関係周辺都道府県を拡大したものと理解している。 この経緯を踏まえると、関係周辺都道府県を見直す際には、同心円の考え方にに基づき、原災法の規定を含め考え方が再整理されるべきであり、その上で距離的な見直しについて、安全性と合理性の両面から総合的に検討すべきであると考える。
------	---